

令和6年度花街道づくり事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人淡路島くにうみ協会（以下「協会」という。）が、島民の参画と協働による花と緑あふれる公園島淡路の実現に向け、花による街道づくりを行う個人・団体に対し、助成するにあたり必要な事項を定める。

(助成対象事業)

- 第2条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する事業とする。
- (1) 花壇植栽（耕作放棄地への植栽を含む）及びその維持管理により淡路島の「花と緑豊かな環境づくり」に寄与する事業であること。
 - (2) 原則として淡路島内の国道・県道・観光施設への主要道路から視認でき、当該道路から20m以内の土地で、実施できる事業であること。
 - (3) 事業実施期間中は継続して維持管理できる10㎡以上の土地を地権者の同意を得て確保できる事業であること。
 - (4) 収益を目的とした事業でないこと。
 - (5) 政治的、宗教的活動を目的とした事業でないこと。
 - (6) 県・市及び県・市の関係団体が実施する他の助成金と重複した事業でないこと。
 - (7) 令和6年4月1日以降に実施し、令和7年3月31日の間に実施する事業であること。

(助成対象者)

- 第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する個人・団体とする。
- (1) 淡路島内で花壇植栽及びその維持管理による「花と緑あふれる地域づくり」活動等を行う者であること。
 - (2) 当該事業を遂行するために十分な能力を有すること。
 - (3) 過去に助成事業者として不相当と認められる行為がないこと。

(助成金額及び助成対象経費)

- 第4条 助成金は事業計画に基づく助成対象経費に対して交付するものとする。ただし、助成金の上限は1㎡当り1,000円とし、1事業につき15万円を限度額とし、千円未満は切り捨てる。
- 2 前項に定める助成対象経費とは、助成する事業における花壇植栽費、花壇整備費及び維持管理費とする。ただし、日当、食糧費、交通費、花壇内の構造物・置物等の経費及び借地利用の場合の借地料は対象としない。
 - 3 花壇植栽費は、花の種苗（多年草等可）、花木等購入に要する費用とする。
 - 4 花壇整備費は、花壇の構築に要するレンガ、セメント等の費用をいい、これに係る助成金は、第1項の助成金額の2分の1を上限とする。

5 維持管理費は植栽した花壇の維持管理に要する肥料等の費用とする。

(助成金の交付申請)

第5条 事業実施の助成を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を募集期間内に協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項に規定する申請書のほか、必要があると認める書類の提出や事業の説明を求めることがある。

(助成金の交付決定)

第6条 前条の規定に基づき申請があった場合、当該申請書の内容を審査し、助成の対象として採択すべき事業を決定する。審査の結果、採択となった申請者には、助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該助成金の交付を通知する。また、不採択となった申請者には交付申請の審査結果について(様式第3号)により通知をする。

(助成事業の内容変更又は廃止)

第7条 助成事業者は、助成事業の内容変更又は廃止を行おうとする場合は事業内容変更承認申請書(様式第4号)又は事業廃止承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を内容変更承認通知書(様式第6号)又は廃止承認通知書(様式第7号)により当該申請者に通知する。

(助成事業の遂行状況報告)

第8条 助成事業者は、協会から助成事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに該当報告をしなければならない。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、事業完了日から起算して1か月を経過した日、又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)及び添付書類を協会に提出しなければならない。

(是正措置)

第10条 協会は、助成事業の実施状況が適正でないと認めるとき及び助成事業の成果が認められないときは、助成事業者に対して、当該事業の実施に関し、是正措置を行うよう指示することがある。

この場合、助成事業者はその指示に従って適正な措置を行わなければならない。

2 助成事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 協会は、助成事業の実績報告があった場合において、助成事業が適正に実施されており、かつ、その成果が認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第9号）により助成事業者に通知する。

(助成金の請求)

第12条 協会は、前条の額の確定を行ったのち、助成事業者から提出される助成金請求書（様式第10号）により助成金を交付する。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 協会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力であるとき。

2 前項の取消しの決定を行った場合は、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知する。

(助成金の返還)

第14条 協会は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(帳簿の備え付け)

第15条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 助成事業者は、当該助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合は、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。